

学習用タブレット端末持ち帰りガイドライン

岩美町立岩美中学校

1 目的

オンライン学習や家庭学習の充実を図る。

2 定義

本ガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) オンライン学習…インターネットに接続可能なパソコン、タブレット端末等において特定のアプリケーションを使用して行う遠隔学習をいう。
- (2) Web会議サービス…オンライン学習を行うためのアプリケーションをいう。
- (3) 個人情報等…個人情報及び機密情報をいう。
- (4) 責任者…「岩美町立小・中学校におけるタブレット端末使用規定」に規定する管理責任者（以下、校長）をいう。

3 適用範囲

本ガイドラインは、校長が必要と認める学習用タブレット端末の持ち帰りを実施する、すべての児童生徒に適用する。

4 基本原則

- (1) 以下に該当する場合のみ実施する。
 - ①家庭学習で活用する場合
 - ②長期にわたる臨時休業により、オンライン学習を実施する場合
 - ③長期休業中における児童生徒の学習に活用する場合
 - ④その他校長が必要と認める場合
- (2) 事前に保護者に持ち帰りの意図を伝え、保護者の了解をとる。（「6 保護者への説明事項」
- (3) 学校から示された目的以外には使用させないよう指導する。
- (4) 盗難、紛失等がないよう指導する。
- (5) 故障、不具合、紛失があった場合は速やかに学校に連絡するよう指導する。
- (6) 責任者は、持ち出した学習用タブレット端末の所在を適切に把握しておく。

5 Web会議サービスの指定

家庭でオンライン学習を行う際に使用するWeb会議サービスは、Google Meetのみとする。

6 保護者への説明事項

(1) 同意事項

- ①無線 LAN や Wi-Fi 等の通信設定は各家庭で行う。
- ②家庭での通信にかかる費用、電気代は各家庭の負担とする。
- ③貸出中の故障、不具合、紛失については、すみやかに学校に連絡する。
- ④盗難による端末の紛失があった場合には、警察への届け出を行う。
- ⑤故意による毀損の場合は、修理や設定に係る費用を保護者の負担とする場合がある。

(2) 禁止事項

- ①学校から示された目的以外の利用
- ②家庭で契約している Wi-Fi もしくは町貸し出しルーター以外への接続
- ③ID、パスワードの変更及び漏洩
- ④個人的なメールアドレス、クラウド用アカウント等の使用
- ⑤個人のクレジットカード情報や個人情報の入力
- ⑥利用が許可されていないファイルへのアクセス
- ⑦不当なハードウェア、ソフトウェアの設定変更
- ⑧SNSの利用
- ⑨学習上必要のあるサイト以外の閲覧
- ⑩アプリ内課金

(3) 遵守事項

- ①不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）
- ②著作権法（昭和45年法律第48号）
- ③個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

7 使用の制限

「岩美町立小・中学校におけるタブレット端末使用規定」、「学習用タブレット端末持ち帰りガイドライン」を正しく守れないときは、学習用タブレット端末の使用を制限させていただきます。

附 則

このガイドラインは、令和4年1月17日から施行する